

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(8) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。</p>
対象者	<p>①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>②①のほか、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）</p>
申請手続に必要なもの	<p>対象者①については、課税情報を元に抽出した対象世帯に案内チラシと確認書を市から送付しますので、「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」などを確認してご返送ください。 なお、DV等避難者や申告により課税状況が変更となった方など、対象と思われる方で確認書が届かない場合はお問い合わせください。 対象者②については、申請方式となりますので、詳しくは市ホームページを参照いただくか、下記までお問い合わせください。</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市環境福祉部臨時特別給付金事業推進室 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 受付期間：令和4年2月8日（火）～令和4年9月30日（金）</p>
問い合わせ先	<p>津山市環境福祉部臨時特別給付金事業推進室 （電話）0868-32-2169</p>
備考	